

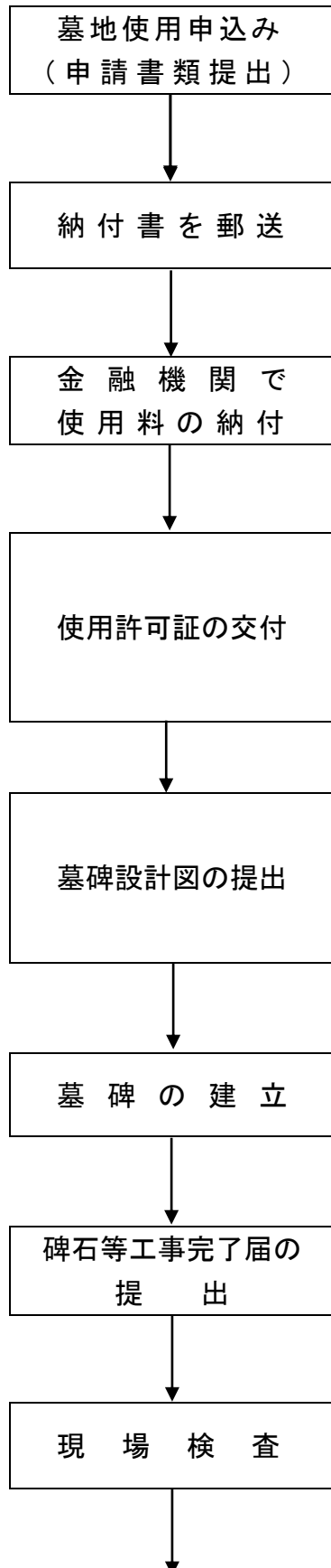
市営墓地使用の手引き



周南市環境生活部環境政策課

☎ 0 8 3 4 - 2 2 - 8 3 2 2

今後の手続きについて



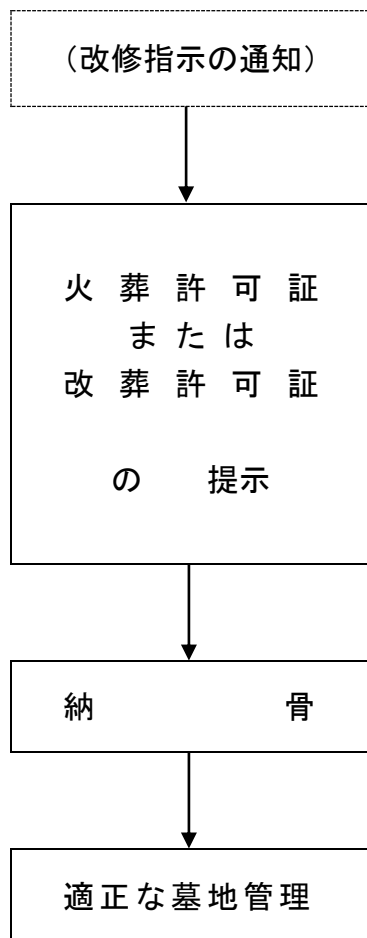
墓地使用料の納付確認後、墓地使用許可証を交付（郵送）いたします。
※許可証の交付をお急ぎの方は、環境政策課にご相談ください。

施工業者の名称・住所・印鑑および使用者の氏名・住所・区画番号を記入してください。
使用許可面積に適合しているかどうか図面審査します。

使用許可の日から2年以内に墓碑を建立してください。

市指定の様式を使用してください。

使用許可面積に適合しているかどうかを検査します。



(不合格の場合は改修の指示をします。)

遺骨を自宅に安置している方は火葬許可証を提出してください。
遺骨を他の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方は改葬許可証を提出してください。
改葬許可証は現在埋蔵・収蔵してある墓地・納骨堂の所在する市町村長が発行しますので、該当の市町村役場で手続きをしてください。

使用者にお守りいただくこと

1. 墓地の使用許可証は、大切に保管してください。
2. 墓碑は墓地の使用を許可した日から2年以内に建立してください。
3. 墓碑の基礎は、許可された面積内に納めて建設してください。
4. 墓碑の建設残土等は、必ず取り除いてください。
5. 納骨室にはできるだけ水抜きパイプを取り付けてください。雨水が溜まる場合があります。
6. 使用墓地は自らの責任で、除草、清掃等適正な管理を行ってください。
7. 植樹はしないでください。
8. 供花専用のゴミ捨て場はありますが、ゴミのお持ち帰りにご協力ください。
9. 水おけは、市の設置したものを使用してください。各人が持参されても掛ける場所がありません。
10. 自然災害・地盤沈下等で墓碑・縁石等が倒壊または破損したときは、各自で修復してください。
11. 墓碑建設に際して、申請者以外の名字を墓碑の正面に刻むことはできません。例えば「周南さん」で申請された方が、「下松家の墓」と刻むことはできません。ただし、「南無阿弥陀仏」等、文字を刻まれるのは構いません。
12. 墓地は焼骨の埋蔵に限ります。土葬の遺骨を改葬により埋蔵される場合は、火葬場で焼骨にしたうえで納骨してください。
13. 次の場合には使用許可を取り消すことがありますので注意してください。
 - ① 墓地を目的以外に使用したとき
 - ② 墓地を他人に譲渡または転貸したとき。(市営墓地は永代の貸付ですので、使用权を他人に譲渡することできません。)
 - ③ 法令または周南市営墓地使用条例・施行規則に違反したとき。

その他の届け出事項

【墓地使用者が死亡したとき】・・・使用者変更の手続きをしてください。

- ① 墓地使用承継許可申請書
- ② 墓地使用許可証（使用者が死亡者のもの）
- ③ 承継者の世帯全員の住民票（本籍・続柄入）
- ④ 戸籍謄本（被承継者の死亡の記載があるもの、承継者と被承継者の関係がわかるもの）

【墓地使用者が市外に転出したとき】・・・周南市内に居住する代理人を選定してください。

- ① 墓地使用者住所等変更届
- ② 墓地使用許可証
- ③ 使用者の世帯全員の住民票の写し（転出後のもの）
- ④ 墓地使用代理人選定届
- ⑤ 代理人本人の住民票の写し

【墓地に納骨するとき】・・・法律により、遺骨は手続きなしで収蔵場所を変更することはできません

- 火葬許可書を提出（ただし、他の墓地・納骨堂から遺骨を移してくる場合は、その墓地・納骨堂の所在する市町村長が発行する「改葬許可証」を提出）

【墓石を建立または建て替えするとき】

- ・・・設計図を提出し、市の審査を受けてから工事を開始してください。
- 碑石等工事完了届

【墓地が不要となったとき】

- ・・・納骨されているお骨の改葬手続きをしてください。改葬許可証を交付（郵送）後、お骨を移して、使用区画を原状（更地）に戻してください。
- ① 改葬許可申請書
- ② 碑石等工事完了届
- ③ 墓地返還届
- ④ 墓地使用許可証